

富田林市教育委員会会議録

(令和 8 年度 6 月定例会)

令和 8 年 6 月 25 日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和8年6月25日（木） 午後2時00分～午後2時50分まで	
2	場 所	富田林市役所3階 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	森田 幸介
		委 員	吉田 郁
		委 員	大和 彩
事 務 局		教育総務部長	辻野 泰之
		生涯学習部長	北野 浩之
		教育総務部次長兼教育総務課長	木下 治彦
		教育総務部次長兼教育指導室長	和田 剛
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	坂本 篤史
		生涯学習課付課長	山田 智彦
		公民館長	葉山 勉
		中央図書館長	山本 一夫
		金剛図書館長	木下 麻梨子
		教育総務課長代理（書記）	千種 広樹
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務部次長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和8年7月30日（木）の午後2時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、5月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、教育委員会顕彰「感謝状」について、富田林市文化振興事業団の経営状況報告について、令和8年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告についての4件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命について、富田林市公立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命について、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、富田林市文化振興基金審査委員会の委嘱・任命について、富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱について、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命についての10件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

植野教育長

それでは、令和8年度6月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、大和委員、よろしくをお願いいたします。

大和委員

よろしくをお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月5月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、4件の報告がございます。まず、報告第9号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が3件ございます。①については教育指導室、②③については生涯学習課のほうから説明をお願いします。

和田教育総務部次長

新たに承認申請のあった行事 についての①ですが、行事名は、「25周年記念イベント無料映画会&講演会」です。主催は、特定非営利活動法人「チャイルドラインとんだばやし」となります。内容は、25周年記念として無料映画会&講演会を通して子どもたちの教育権と子どもの力について考えるもので、令和8年10月3日（土）、10月31日（土）に、すばるホールで一般を対象に実施を予定しており、参加料は無料となります。本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

坂本生涯学習課長

それでは②についてご説明させていただきます。行事名は、ふれあいキャラバンでございます。申請者は、特定非営利活動法人おはなしキャラバンつばさ 理事長 立花 由美子氏でございます。行事内容は人形劇「赤ずきん」の上演で、開催日は令和 8 年 8 月 7 日（金）場所は富田林市市民会館でございます。対象者は富田林市内在住の親子で、参加料は無料でございます。

続けて③についてご説明させていただきます。行事名は、親子で参加ボードゲームセミナーでございます。申請者は、一般社団法人 マイ・リング 代表理事 高橋 志保氏でございます。行事内容は様々な教育用ボードゲームを使い、お子さんの未来について親子で考えていただく講座で、開催日は令和 8 年 7 月 31 日（金）、場所はすばるホールでございます。対象者は小学生の児童と保護者で、参加料は無料でございます。

いずれの申請につきましても、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、本市教育委員会が定める「後援等に関する事務処理要領」の各条件にも適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

植 野 教 育 長
水本教育長職務代理者
坂本生涯学習課長
和田教育総務部次長

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

①②ともにですけど、映画や人形劇の内容はどのようなものでしょうか。

②のふれあいキャラバンの人形劇は赤ずきんの上演と聞いております。

①につきましては、大阪市立大空小学校を舞台とした、みんなの学校というタイトルの映画の上映で、講演会も当時の校長先生にお越しいただくと聞いております。

植 野 教 育 長

他にご質問はございませんでしょうか。それでは、「これまで承認したことのある行事」について何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第 9 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 10 号 教育委員会顕彰「感謝状」について、生涯学習課から説明をお願いします

坂本生涯学習課長

続きまして、報告第 10 号 教育委員会顕彰「感謝状」につきまして、ご報告申し上げます。富田林市 PTA 連絡協議会は、本市の教育の発展並びに児童・青少年の健全育成等を図ることを目的に活動されている団体で、市内の各公立幼稚園・小学校・中学校で活動している単位 PTA をもって組織されております。単位 PTA の代表を理事とし、理事会を構成しています。役員は理事総会において選出されております。今回は役員 8 名、理事 26 名の任期満了に伴い、富田林市教育委員会顕彰規則第 4 条の規定に基づいて感謝状を授与するものです。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植 野 教 育 長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第 10 号につきましては、これで終わります。

次に報告第 11 号「富田林市文化振興事業団の経営状況報告」について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、報告第 11 号「公益財団法人富田林市文化振興事業団の経営状況報告」についてご報告申し上げます。なお、本件につきましては、地方自治法第 243

条の3第2項の規定に基づき、6月市議会定例会に報告をしております。

はじめに、令和7年度の『事業報告書及び財務諸表』につきまして、ご説明申し上げます。まず、2ページの「事業の概要」でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の推進を図るとともに、子どもたちの市民芸術活動の支援など、特色ある文化芸術の発信を行っています。さらに、文化芸術振興の拠点として「富田林市文化芸術振興ビジョン」に基づく事業を推進し、文化芸術が日常にあふれる富田林市の創造をめざしました。3ページ以降には個別の「事業の内容」を記載しておりますので適宜ご確認をお願いいたします。

続きまして、令和7年度の会計決算の内容につきましてご説明申し上げます。決算につきましては、20ページ、21ページの「正味財産増減計算書」の「当年度」の欄によりご説明申し上げます。まず、一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部、(1) 経常収益計は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、雑収益 あわせて、3億281万3,776円、前年度に比べまして583万6,251円の増でございます。(2) 経常費用計は、事業費と管理費 あわせて3億1,493万7,738円で、前年度に比べまして101万8,763円の減でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス1,212万3,962円でございます。

次に、2. 経常外増減の部の(1) 経常外収益計は0円で、(2) 経常外費用計は0円、税引前当期一般正味財産増減額は、マイナス1,212万3,962円となり、法人税等を引いた、当期一般正味財産増減額は、マイナス1,236万6,962円でございます。一般正味財産期首残高は2,598万8,805円で、一般正味財産期末残高は1,362万1,843円でございます。

次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも2億円でございます。したがって、正味財産期末残高は2億1,362万1,843円で、前年度に比べまして1,236万6,962円の減でございます。なお、19ページの「貸借対照表」及び22ページ以降の「財務諸表に対する注記」、「附属明細書」、「財産目録」、「貸借対照表内訳表」及び「正味財産増減計算書内訳表」の説明につきましては、まことに勝手ながら割愛させていただきます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。本決算につきましては、去る5月17日に事業団の監事によります監査を受けており、ここに「監査報告書」を添付させていただいております。

続きまして、令和8年度の『事業計画書及び収支予算書』につきまして内容のご説明を申し上げます。29ページをお願いいたします。事業計画の「基本方針」といたしましては、29ページに記載の通りでございますが、「富田林市文化芸術振興ビジョン」の基本方針に則り、文化芸術があふれる富田林市を創造するため、その拠点となるすばるホールだけでなく、富田林市や他の施設との連携、音楽やプラネタリウムのアウトリーチ活動等を行うことで、このビジョンの更なる推進に努めてまいります。また、富田林市文化団体協議会との連携の重要性をふまえつつ、様々な事業を行ってまいります。

次に「事業内容」につきましては、30ページから32ページにかけて記載させていただきます。

次に、令和 8 年度の収支予算につきましてご説明申し上げます。33、34 ページの「収支予算書」をお願いいたします。まず、一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益計は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、雑収益あわせて 3 億 13 万 6 千円でございます。次に、(2) 経常費用計は、事業費支出 3 億 704 万 9,424 円と、管理費支出 302 万 4,576 円をあわせて、3 億 1,007 万 4 千円でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス 993 万 8 千円でございます。2. 経常外増減の部では、当期経常外増減額は無く、当期一般正味財産増減額は、マイナス 993 万 8 千円でございます。

35 ページは、「収支予算書内訳表」でございますが、説明につきましては、まことに勝手ながら省略させていただきます。以上が、富田林市文化振興事業団の経営状況報告のご説明となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

植野教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

森田委員 事業についてお伺いします。6 ページの(キ)の音楽アウトリーチ事業で各小学校に出向かれていますようですが、具体的な内容をお聞かせください。

坂本生涯学習課長 プロの演奏家の方が小学校に出向き、子どもたちにバイオリンなど楽器の生音を聞かせたり、実際に楽器を触って演奏体験したり、そのような取り組みをしていたいております。

森田委員 入場者数についてですが、学校の児童数に比べるとかなり少ないように見受けられますが、自由参加でしょうか。

坂本生涯学習課長 学年対象で行っておりますので、全校児童対象ではございません。

森田委員 ありがとうございます。

植野教育長 他にご質問はございませんでしょうか。特に無いようですので、報告第 11 号につきまして、これで終わります。

最後に、報告第 12 号「令和 8 年第 2 回(6 月)富田林市議会定例会の報告」について、各課から順次説明をお願いします。ご意見、ご質問は最後にお伺いします。

木下教育総務部次長 それでは、資料 1 をご覧ください。公明党 草尾議員の代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます

本市の学校校舎や体育館の躯体において、耐震化が必要なところは平成 26 年度に完了していること。非構造部材については、令和 2 年度に体育館の窓ガラスの破損防止、照明器具・バスケットゴール・天井部材の落下防止改修が完了していることを説明。現在は老朽化改修を優先しているため、天井材や照明器具などの耐震化改修がなされていないことから、今後は点検評価を進め、緊急性の高いところから改修予定であることを伝えています。

今後につきましては、今年度に川西小学校の照明器具と天井部材の落下防止改修を行い、他の学校や学童クラブ専用教室についても、点検評価に基づき、耐震化を進めていくと結んでいます。

和田教育総務部次長 続きまして、資料 2 をご覧ください。同じく公明党 草尾議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、特定分野に特異な才能のある児童生徒について、国による明確な定義や一律の基準はないものの、高い学習能力や科学技術、文化芸術、スポーツなどで優れた能力を示す児童生徒として認識し、その把握は、保護者からの相談や、教職員が日常の学習活動・学校生活の中で気付くことにより行われているとお答えしております。また、学習面や生活面で困難を抱える場合もあるため、教職員の理解を深め、本人や保護者に寄り添いながら個別の支援を実施するとともに、教育委員会としては、丁寧な実態把握に基づき、一人ひとりの特性に応じた学びの充実を図るよう各学校へ指導助言していく旨をお答えしております。

山田生涯学習課付課長

続きまして、資料3をご覧ください。同じく公明党 草尾議員の代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、(1)で、本市における支援顕彰状況としまして、教育、文化、スポーツ分野で功績のあった個人・団体については表彰していますが、財政的な支援は中学校クラブ活動の全国大会出場に係る遠征費補助に限られていること。(2)で支援制度の創設について、近隣自治体では全国大会・世界大会出場者への奨励金制度が実施されており、本市においても基金創設の可能性も含め、独自の支援制度の創設に向けて調査研究を進めていくと結んでいます。

木下教育総務部次長

続きまして、資料4をご覧ください。とんだばやし未来 辰巳議員の代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます

10人ルールの適用で早ければ令和12年度から幼稚園の休園が想定されるなか、跡地活用については未定ですが、今後廃園となった際には、市としては施設を除却し、貸付・売却等で財源確保という考えのもと、地域の状況やニーズに応じての活用も考慮すると結んでいます。

和田教育総務部次長

続きまして、資料5をご覧ください。同じくとんだばやし未来 辰巳議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、小中学校や学童保育、中学校部活動において、熱中症対策としてこまめな水分補給や休憩の確保、エアコンによる室温管理、テントやミストファンの活用などを行っており、WBGT（暑さ指数）を活用し、31以上では原則として運動を中止するなど、国のガイドラインに基づいて活動を判断しているとお答えしております。また、登下校時には帽子や日傘等の使用を認めるほか、部活動では熱中症警戒アラート発表時に活動内容や時間を見直すなど柔軟に対応しており、今後も施設整備や教職員研修の充実を図り、子どもたちの安全確保を最優先に取り組む旨をお答えしております。

続きまして、資料6をご覧ください。自民・笑顔の会 南方議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、市立中学校教員の逮捕事案を重く受け止め、各学校に不祥事防止研修の実施を指示するとともに、当該校には緊急支援チームを派遣し、保護者説明会や生徒集会、個別面談などを通じて丁寧な対応を行ったこととお答えしております。また、警察や福祉機関との連携を図り、生徒への支援に努めているとともに、性暴力被害者支援機関については、今後、保護者や生徒への周知を進めるとお答えしております。さらに、施設安全点検や不祥事防止研修を継続するとともに

に、他自治体の事例も参考にしながら、性暴力防止に向けた取組みの強化を図っていく旨をお答えしております。

続きまして、資料 7 をご覧ください。同じく自民・笑顔の会 南方議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁としましては、修学旅行は近年、沖縄を主な目的地として実施しており、平和学習については、行程の中に位置付け、事前学習を行った上で、平和関連施設の訪問や被爆者や戦争体験者の講話を通じて学びを深める取組みを行っているとお答えしております。また、旅行会社や外部団体の選定に当たっては、安全面や学習内容を十分に確認し、特定の考え方に偏らない多面的な学びとなるよう配慮しており、教育委員会としては、今後も平和の大切さや命の尊さを学ぶことができるよう各学校の取組みを支援していく旨をお答えしております。

松葉学校給食課長

それでは、資料 8 をご覧ください。大阪維新の会 酒本議員からの代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、(3) について、令和 2 年度および令和 5 年度から 7 年度は国の交付金を活用し、市の一般財源と合わせて、小中学校給食で一部無償化しましたが、これまで、市の独自財源のみで学校園の給食無償化に取り組んだことはないことをお答えしました。

和田教育総務部次長

続きまして、資料 9 をご覧ください。同じく大阪維新の会 酒本議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁としましては、小学校水泳指導民間委託事業について、保護者への通知時点では委託契約が未締結で、保護者への早期周知を優先する中で契約締結の確認を行わず通知を発出したことが原因であり、事務手続き上の不備であったとお答えしております。あわせて、年度をまたぐ決裁済み文書の確認体制が十分でなかったことも課題であるとし、今後は、契約事務と周知手続きを同時期に起案・決裁するとともに、確認体制の見直しを行い、再発防止に努める旨をお答えしております。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料 10 をご覧ください。京谷議員の個人質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、すばるホール内の市部署は令和 9 年 8 月に新庁舎へ移転予定であり、移転後の旧銀河の間等の活用について、市民や利用団体、指定管理者から活用方法についての意見を伺っていること、小ホールや各施設の利用率に仮移転前後で大きな変化はなく、旧銀河の間の代替がすばるホール内では困難であったこと、現在、生涯学習施設専門部会でいくつかの整備手法を検討しており、本年 9 月を目途に市としての整備の方向性や基本的な考え方を整理し、関係団体や議会へ説明する予定であること、旧アルデバランなどについては今後、施設全体のあり方を整理する中で一体的に検討すること、令和 9 年度予算計上に向けてタイトな日程の中で適切に検討を進めることを順にお答えしております。

松葉学校給食課長

それでは、資料 11 をご覧ください。今城議員からの個人質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、(1) で、食物アレルギー対応と対応食の内容や、対応食開始を 3 学期とした理由をご説明したうえで、議員の皆様に誤解を生じさせたことを重

く受け止めていることをお答えし、また、対応食提供のための面談を1学期中に終えるのは困難と判断したことをご説明し、今後、学校と連携して取り組むとお答えしました。(2)で、対応食提供のための個別面談は2学期に行う予定をご説明し、教育委員会学校給食課と学校長が責任者となり、保護者からの相談窓口を担うこととお答えしました。(3)で、基本方針で「数種類」と記載したことや、対応食を「卵」にする理由をご説明したうえで、3学期以降に卵以外の品目の可能性も検討していくこととお答えし、(4)で、基本方針で、ランチボックスは配膳・下膳の負担がほばないと記載した理由をご説明したうえで、汁物提供等により配膳下膳が生じることをお答えし、また、ご家庭から持参するものがあることの説明をできていなかったこととお詫びしました。(5)で、おかわり用ごはんを1クラス4食とした根拠をご説明したうえで、量は状況を見て検討し、足りない場合の追加持参等は学校と調整する予定であること、また、汁物や冷菜の予定とともに、今後状況をみて献立充実に努めることとお答えしました。(6)で、ランチボックスでの全員給食について、市ウェブサイトを活用し丁寧な周知に努めるとともに、保護者の皆様からご質問の受付方法を検討すること、また、開始後できるだけ早い機会に試食会ができるよう検討を進めることとお答えしました。最後に、(7)で、議員の皆様の詳細を説明できていないことで生じた誤解を重く受け止め、今後も検討状況について適切な周知に努め、学校と連携して準備を進めていくと結んでおります。

和田教育総務部次長

続きまして、資料12をご覧ください。寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、小・中学校における熱中症対策として、音楽室や図書室など一部の特別教室にはエアコンが整備されている一方、理科室や家庭科室などは未整備であることから、必要性を認識しながら財源確保も含めてより良い環境づくりに努めていくとお答えしております。また、夏用帽子やネックガードの導入については、新たな費用負担が課題となることから、ニーズを含めた実情把握に努めるとし、また、クールネックリングや保冷剤の活用に係る冷凍庫の導入には多額の費用がかかること、お茶の提供については、運用面や衛生面で課題があることから緊急時の対応に留まることとお答えするとともに、今後、調査研究を進めていく旨をお答えしております。

山田生涯学習課付課長

続きまして、資料13をご覧ください。同じく寺尾議員の個人質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、市は熱中症対策として市民総合体育館に空調設備を設置しましたが、運営上の受益者負担の観点から空調利用料を徴収することとしたこと、高齢者や障がい者団体への減免制度は既に設けており、現時点での拡充の予定はないこと、空調利用料の負担増による利用回数の減少については、導入後1か月しか経過しておらず判断は困難であることを述べ、今後も温度管理や水分補給の呼びかけなど、熱中症対策を継続していきますと結んでいます。

和田教育総務部次長

続きまして、資料14をご覧ください。同じく寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、近年社会問題となっている「闇バイト」について、子ど

もたちが日常的に利用する SNS やオンラインゲームが犯罪への入り口となる場合が多いとの認識をお示しし、各学校を通じて児童生徒や保護者へインターネット利用に関する注意喚起や啓発資料の配布を行うとともに、外部講師による出前授業の活用を進め、今年度は全ての中学校で、夏休み前に警察や関係機関の協力を得て SNS の危険性に関する啓発活動を実施する予定であるとお答えしております。また、今後も、子どもたちが闇バイト等の危険性を理解し、適切に対応できるよう、各学校の取組を支援していく旨をお答えしております。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料 15 をご覧ください。山本議員の個人質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

答弁としましては、(1) で過去 5 年間の改修実績と今年度の予算額、(2) から (4) で現在のところ建替の検討は行っていないこと、一般的に公共施設の整備にあたっては多様な視点から必要な機能等を整理しながら方向性を定めていくこと、(5) で市民会館の浴場施設「喜志の湯」については現時点で再開時期は未定であること、福祉センターでの運動設備の設置については様々な課題もあることから他施設との役割分担もふまえて研究していくことを順にお答えしております。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

大和委員

資料 5 の熱中症対策についてお伺いします。プールの授業が外部委託になったことで、逆に暑い時期にプールの授業ではない学年が普通の体育の授業が増えたり、以前は夏の間はプールがあったと思いますが、そういうところの時間割などの対策とかはどういうふうになっていますでしょうか。

和田教育総務部次長

年間の授業時数というのが決まっておりますので夏場のプールが他に動くということは当然ながら授業で補填する部分も必要になってきますが、体育館・運動場の活動はこれからの時期非常に厳しくなって参りますので、そのあたりは他教科との時数の置き換え等もしながら、標準時数を満たせるように各学校で時間割を工夫しながら取り組んでいるのが現状でございます。

大和委員

ありがとうございます。あともう 1 点ミストファンですけど、レジオネラ菌の問題について、管理などは市としてどのような基準というか指導をされているのか教えていただけたらと思います。

和田教育総務部次長

教育指導室では、ミストファンのレジオネラ菌についてあまり指導はできておりません。機器使用時の危険性の部分では、子どもたちに触れないようにということとはしておりますが、今後は、ご指摘いただいた点を踏まえて各学校等で共有して参りたいと思います。

大和委員

ミストの機器をどうメンテナンスをすとかの基準は、調べると結構出てきますので、子どもたちがさわるといより出てくる空気を吸うことで、レジオネラ菌を吸入してしまうことがあるので、機器の管理についての指針、どれぐらいの定期的なメンテナンスをするかというのは必要かと思うので、ご検討いただけたらと思います。

和田教育総務部次長

貴重なご意見ありがとうございます。

吉田委員

資料 2 につきましてお伺いします。特定分野に得意の才能のある児童生徒に対す

る教育について伺います。今特性のある子どもたちが増えてきている中で、とても興味のある部分だと思っております。今現在どのような分野での、どのぐらいの対象者の方がいらっしゃるということを把握されているのか、お聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

和田教育総務部次長

教育委員会といたしましては先ほど申し上げたように一定の基準がない中で、定義づけも国の方でまだ定まっていない中で、これといった数をとらえているわけではございません。各学校の子どもたちを個別に見る中で、先ほどお伝えした保護者様からの訴えや、子どもたちと関わる中で教員が感じる部分があるということで、今認識している数を具体的に持っているわけではありませんけれども、市内全 24 小中学校で数えられる程度であろうと認識しております。ただ、やはりこの定義のない中で教員がなかなかそうだと決めることもできない中ですけれども、個別ニーズを持っている子どもたちはたくさんいるかと思しますのでそういった意味で一人一人の特性に対応することに、研修等含めて取り組んでいくことで充実させていきたいと考えておるところです。

水本教育長職務代理者

熱中症対策について伺います。子どもたちは個人の水筒を、現状 100%持参していると思いますが、1 日の水分補給量で言うと足りなくなるとは思いますが、その際の水分補給はどのようにしていますか。衛生面で言うと、水道水を補給するとすると、水道水も生水として飲めるものなのかもしれないですけど、やはり夏場のことなので心配な部分もあります。今はウォータークーラーを設置しているところはないのでしょうか。あったら逆に心配だなと思ったのですが、無ければ安心です。では、水の補給というのは、以前、報道なんかされている部分でいうと、ウォーターサーバーを設置しているところがあるとか、大量に水を必要とするというようなことを聞いたこともありますので、現状としてはどのようなになっているのでしょうか。

和田教育総務部次長

まず、本市の中学校におきましては、このほど自動販売機がすべての学校に設置されましたので、まずはその部分での対応となっております。小学校の方につきましては、本当に重たい水筒を毎日長い距離をかけて歩いてくる子どもたちもおりますので、なかなか水分量の足りてないということは実際ございます。実は緊急時の対応というふうに書かせていただいておりますが、学校によっては子どもたちがたくさん職員室に来てお茶がなくなったというふうな訴えをすることもございますことから、お茶を沸かし、熱いままでは衛生的にも良くないということで、冷やしたものを提供できるようにしたり、またペットボトルを別途用意して、その中からお茶を提供したりすることで対応している学校もございます。以上でございます。

水本教育長職務代理者

ペットボトルでの対応となれば、費用面での心配が出てきますね。それと、すべての学校に自動販売機を設置しているということですが、子どもたちはお金を持ってきたりして自動販売機で買うということですか。

和田教育総務部次長

中学校については、そのような形になっております。

植野教育長

他にご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 12 号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第 4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月

は、10 件の議案がございます。

はじめに、議案第 11 号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務部次長

それでは、議案第 11 号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明させていただきます。議案第 11 号をご覧ください。

当委員会は余裕教室活用指針に基づき、小中学校で生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほかに、地域での活用方策等を検討し、有効に活用するための検討や審議を行っております。この度は選出区分のなかで網掛けしている箇所です。人員の異動がございましたので、富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱第 4 条に基づき、改めて委嘱・任命をお願いするもので、任期は令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 2 年間となっています。以上でご説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 11 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 12 号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 12 号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明を申し上げます。議案第 12 号をご覧ください。

学校給食センター運営委員会は、学校給食の適正な運営をはかるため、教育委員会の諮問に応じて、学校給食に関する重要な事項を調査審議し、意見の具申を行います。このたびは、選出区分の中で人員の異動がございましたので、富田林市立学校給食センター条例施行規則第 6 条の規定に基づき、委員の委嘱・任命をお願いするものでございます。任期は、残任期間の令和 9 年 6 月 30 日までで、変更のありました委員のお名前に網掛けをしております。以上でご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 12 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 13 号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

和田教育総務部次長

議案第 13 号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」についてご説明いたします。富田林市公私立幼稚園連絡協議会は、本市における公立・私立幼稚園の教育に関する連絡調整を図り、市の幼児教育の振興に資することを目的に設置しています。この度は、同協議会要綱第 3 条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 1 年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 13 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に議案第 14 号「富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命」について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

和田教育総務部次長

議案第 14 号「富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命」についてご説明いたします。富田林市立小中学校校区対策委員会は、大規模開発等により校区の検討が必要となった場合等を想定し設置しているもので、富田林市立小中学校校区対策委員会規則 第 3 条の規定により委員の委嘱並びに任命をお願いするものです。今年度につきましては、委員の異動等に伴い新たな委員の委嘱をお願いするもので、新たな委員の任期は同委員会規則第 4 条の規定により前任者の残任期間となっておりますことから令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 1 年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 14 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に議案第 15 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について、こちらも教育指導室から説明をお願いします。

和田教育総務部次長

議案第 15 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」についてご説明いたします。富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策の推進を図ることを目的としております。本件につきましては、委員の異動等に伴い新たな委員の委嘱をお願いするものです。なお、新たな委員の任期は同委員会要綱第 5 条の規定により前任者の残任期間となっておりますことから令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 15 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に議案第 16 号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 16 号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明を申し上げます。社会教育委員につきましては、社会教育法第 15 条第 1 項、及び富田林市社会教育委員設置条例第 3 条により、教育委員会が委嘱、又は任命するものとなっております。このたび、本年 6 月 30 日をもちまして、委員全員が任期満了となることから、改めて委嘱・任命を行うものでございます。新委員の氏名には網掛けをし、表の下部に新旧対照表をつけております。蒲 祥二委員に代わりの場 欣史委員を委嘱し、残る 13 名につきましては引き続き委嘱・任命を行います。なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第 4 条の規定により 2 年としており、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

特に無いようですので、議案第 16 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に議案第 17 号「富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命」について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 17 号「富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明を申し上げます。本件につきましては、富田林市文化振興基金の活用について審議するため設置するもので、富田林市文化振興基金審査委員会規程第 2 条により、教育委員会が委嘱又は任命するものとなっております。このたび、本年 6 月 30 日をもちまして、委員全員が任期満了となりますことから、改めまして、現在の委員を再度、委嘱・任命するものです。なお、任期につきましては富田林市文化振興基金審査委員会規程第 3 条の規定により 2 年としており、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 17 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に議案第 18 号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

それでは、議案第 18 号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱」について、内容のご説明を申し上げます。当審議会は、市長及び委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について市長及び委員会に建議するもので、伝統的建造物群保存地区保存条例第 12 条第 3 項に基づき委員会が委嘱または任命することとなっております。今回の委嘱につきましては、「地元関係者」選出委員の役員改選により交代があったため、「地元関係者」選出区分の委員を議案書のとおり新委員として任命するものでございます。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、令和 9 年 7 月 31 日までとなっております。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 18 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に議案第 19 号「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」について、公民館から説明をお願いします。

葉山公民館長

議案第 19 号「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」についての提案の内容をご説明させていただきます。公民館運営審議会は、「社会教育法」第 29 条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。任期につきましては、本条例、第 2 条第 1 項の規定により、2 年間で、期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日でございます。議案書には新委員を網掛けし、下段に新旧対照表を掲載しております。以上で、提案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

特に無いようですので、議案第 19 号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に議案第 20 号「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」について、中央図書館から説明をお願いします。

山本中央図書館長

議案第 20 号「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。図書館協議会は、図書館法第 15 条及び本市図書館条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として、設置しております。本協議会につきましては、社会教育関係・家庭教育関係・学校教育関係の選出団体より推薦いただき、2 年間の任期で委員に就任いただいております。この度、現委員の任期が 6 月 30 日で満了となることから、お手元の名簿に記載しております 10 名を本年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 2 年間、当協議会委員に選任いたしたく、ご提案申しあげるものでございます。なお、変更のあった 2 名の委員はお名前に網掛けをし、下部に新旧対照表を掲載させていただきました。以上でございます。ご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 20 号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和 8 年度 6 月の定例教育委員会会議を終了いたします。